附　則

（測定単位の数値の算定方法の特例）

**第三条**　当分の間、第五条第一項の表第三号中「別表第二」とあるのは、「別表第二及び附則第二十一項」とし、「附則第二十三項」とあるのは、「附則第二十三項、第二十六項及び第三十項」とする。ただし、令和六年度に限り、第五条第一項の表第三号中「別表第二」とあるのは、「別表第二並びに附則第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十一項及び第三十三項」とする。

［２　略］

３　令和六年度に限り、第五条第一項の規定によつて一級河川の延長を算定する場合においては、河川現況台帳に記載されている河川の河岸の延長に代えて、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）による廃止前の河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定によつて認定された際の告示に記載されている区間に係る当該延長又は昭和四十年四月一日以後に河川法第四条の規定により一級河川に指定された際の公示に記載されている区間に係る当該延長によることができる。

［４・５　略］

（「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定方法の特例）

**第五条**　令和六年度に限り、「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定については、第九条第一項の表市町村の項第一号「0.5」とあるのは「0.7」とする。

（市町村の「その他の教育費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定方法の特例）

**第六条**　令和六年度に限り、石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町の「その他の教育費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定については、第十条第十四項の規定により定める率に次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$$51{,}300\text{円}\times\{(E\times J/1)-F\}+47{,}400\text{円}\times\{(G\times J/1)-H\}$$

$$4{,}420\text{円}\times A\times B\times(C+D-1)$$

（E×J／1）－Fが0.000を下回る場合は0.000とする。

（G×J／1）－Hが0.000を下回る場合は0.000とする。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　段階補正係数

C　密度補正係数Ⅰ

D　密度補正係数Ⅲ

E　学校基本調査規則によつて調査した令和５年５月１日現在における当該市町村立の小学校に在学する児童数

附　則

（測定単位の数値の算定方法の特例）

**第三条**　当分の間、第五条第一項の表第三号中「別表第二」とあるのは、「別表第二及び附則第二十三項」とし、「附則第二十五項」とあるのは、「附則第二十五項、第二十九項及び第三十一項」とする。

［２　同上］

３　令和五年度に限り、第五条第一項の規定によつて一級河川の延長を算定する場合においては、河川現況台帳に記載されている河川の河岸の延長に代えて、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）による廃止前の河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定によつて認定された際の告示に記載されている区間に係る当該延長又は昭和四十年四月一日以後に河川法第四条の規定により一級河川に指定された際の公示に記載されている区間に係る当該延長によることができる。

［４・５　同上］

（「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定方法の特例）

**第五条**　令和五年度に限り、「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定については、第九条第一項の表市町村の項第一号「0.5」とあるのは「0.8」とする。

［新設］